

白岡市議会全員協議会説明資料
— 定額減税補足給付金の支給について —

令和6年7月25日

白岡市 健康福祉部 福祉課

白岡市 総務部 税務課

白岡市 経営企画部 財政課

定額減税補足給付金支給事業

1 事業目的

当事業は、令和6年度税制改正大綱(令和5年12月22日閣議決定)に基づく定額減税(納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、所得税3万円、個人住民税1万円の定額減税)の定額減税可能額が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額)又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を給付金として支給するものです。

2 支給対象者の要件

定額減税可能額が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の「令和6年分推計所得税額」又は「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る者

3 支給額

以下の(1)と(2)の額を合算し、1万円未満を切り上げた額

- (1) 所得税分定額減税可能額 - 令和6年分推計所得税額
- (2) 個人住民税所得割分減税可能額 - 令和6年度分個人住民税所得割額

ケース1 30代夫婦と子ども3人(納税義務者本人・控除対象配偶者・子3人の5人世帯の場合)

所得税分	住民税分
減税可能額(3万円×5人) 150,000円	減税可能額(1万円×5人) 50,000円
補足給付金 150,000円	住民税所得割額 100,000円
△ 所得税額(推計)0円(住宅ローン控除により)	減税 50,000円
→ 補足給付金 150,000円 + 減税 50,000円 15万円の定額減税補足給付金を支給 + 5万円の減税(住民税)	

ケース2 70代夫婦(納税義務者本人・控除対象配偶者の2人世帯の場合)

所得税分	住民税分
減税可能額(3万円×2人) 60,000円	減税可能額(1万円×2人) 20,000円
補足給付金 55,200円	補足給付金 8,000円
減税 所得税額(推計)4,800円	減税 住民税所得割額12,000円
→ 補足給付金 70,000円(1万円未満切上) (55,200円+8,000円=63,200円) + 減税 16,800円 7万円の定額減税補足給付金を支給 + 16,800円の減税(住民税)	

4 支給方法

公金受取口座を登録している者については、支給額及び支給口座等を通知し、通知後、2週間程度で給付金を振り込み、その他の者については、市が支給要件確認書を送付し、返送により支給口座を確認した後、概ね30日程度で指定の銀行口座に給付金を振り込みます。

5 対象見込人数(概算) 9,000人

6 支給のスケジュール

8月中旬	対象者への案内文書発送
8月末	給付金支給開始(初回振込)
10月下旬	給付金支給手続きの終了

7 予算措置

令和6年度(一般会計補正予算第2号) 237,874,000円

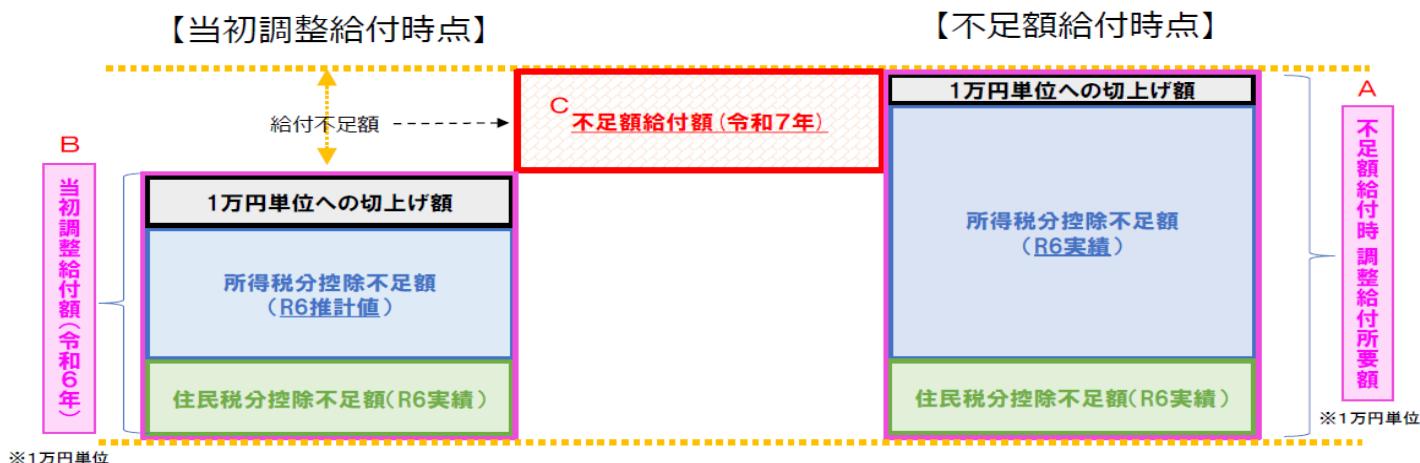
(1) 事務費 16,794,000円

(2) 事業費(国から示された推計ツールに基づき算出した額) 221,080,000円

8 不足額給付の実施

定額減税補足給付金の算定においては、令和6年分推計所得税額を活用するなど、実額による算定ではないことを踏まえ、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのち、給付額に不足が生じる場合には、追加で当該納税者に不足分の給付を行う「不足額給付」を実施します。

こちらについては、令和7年以降に実施する予定であり、予算化を含め今後検討していきます。



【想定されるケース】

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額(令和5年所得)」>「令和6年分所得税額(令和6年所得)」となった者
- 子どもの出生等、扶養親族等が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額(当初給付時)」<「所得税分定額減税可能額(不足額給付時)」となった者